

平成30年2月20日(火)
午後2時30分～ 奈良県庁第一応接室

第15回奈良県税制調査会資料

■平成30年度税制改正について

- ・地方消費税の清算基準の見直しについて
- ・森林環境税（仮称）について
- ・地方税源の偏在是正について

奈良県総務部税務課



地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準の見直しについて

平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(1)地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税は、その税負担を最終消費者に求めるものであることから、最終消費地と税収の帰属地を一致させる必要があり、このための仕組みとして、清算制度が設けられている。この清算基準については、平成9年度に導入されて以来20年が経過したことから、サービス産業化進展など社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえ、社会保障財源として充実が図られている地方消費税の税収を、より適切に最終消費地に帰属させるため、清算基準の抜本的な見直しを行う。

具体的には、諸費の実態を踏まえ、清算基準における統計データの利用方法を見直し、統計データとしてそのまま利用することが適當でないものについて除外することとし、その結果として統計データがカバーする比率を現行の75%から50%に改める。また、統計データのカバー外の消費代替指標については、地方消費税創設当初と比べてサービス統計の調査対象が大きく拡大したこと等を踏まえ、従業者数は用いないこととし、人口の比率を50%に高める。

第二 平成30年度税制改正の具体的内容

3 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

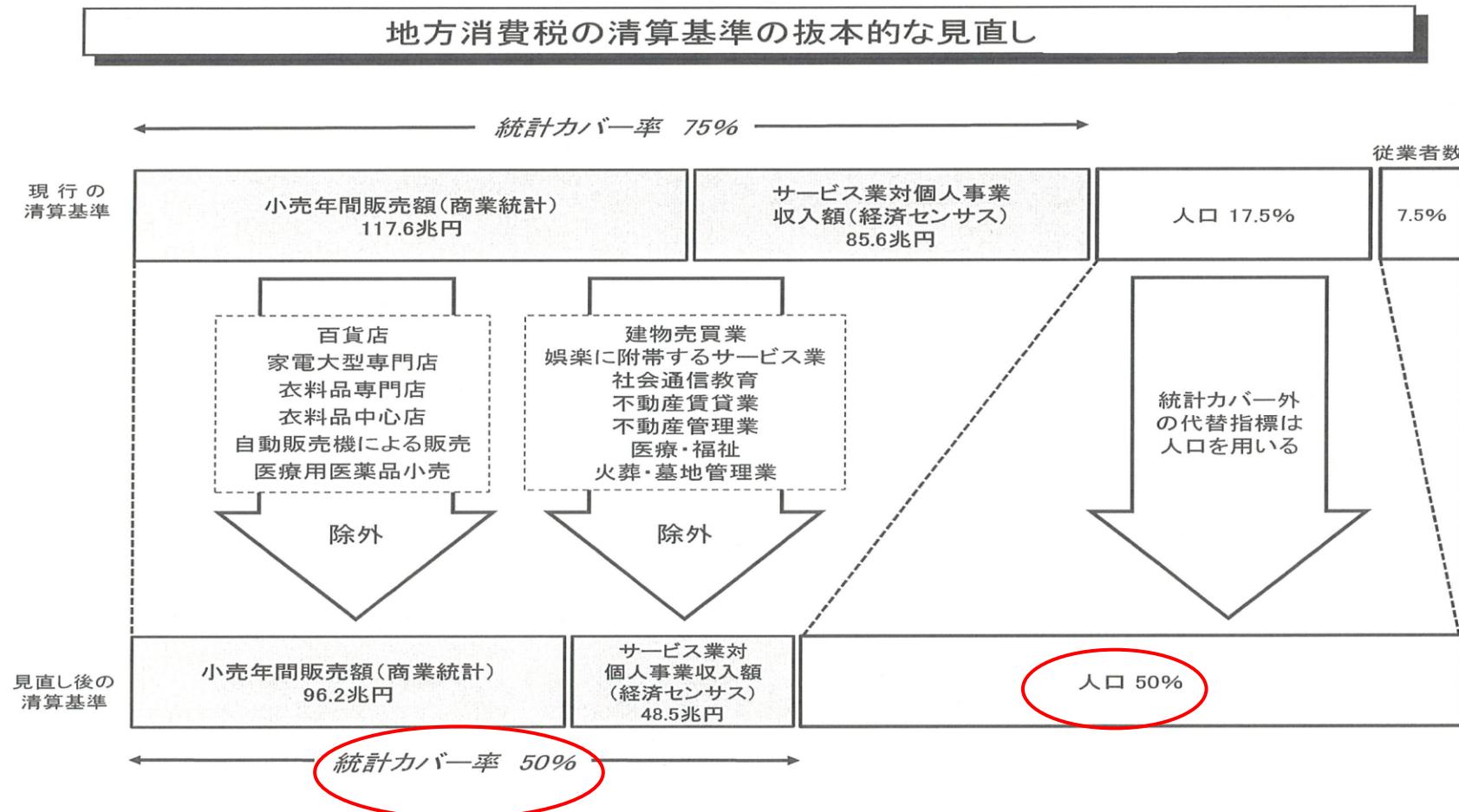
地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

(1)消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、現行の額から、商業統計の「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額を除外する。ただし、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」によるものを除く。

(2)消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、現行の額から、経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」(「土地売買業を除く。」)、「不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く。)」(「土地賃貸業」を除く。)、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療、福祉」(「社会保険事業団体」を除く。)の欄の額を除外する。

(3)消費に相当する額に対して、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額が占めるウエイトを75%から50%に、人口が占めるウエイトを17.5%から50%に、それぞれ変更する。

(注)上記の改正は、平成30年4月1日以降に行われる地方消費税の清算について適用する。



地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

〈見直し案〉

- ① 清算基準に使用する統計データのうち、以下のものを除外する。

	除外する統計データ	除外の理由
小売 (商業統計)	百貨店(※) [4.9兆円]	持ち帰り消費等が多い
	家電大型専門店(※) [4.4兆円]	
	衣料品専門店(※) [2.4兆円]	
	衣料品中心店(※) [3.1兆円]	
	自動販売機による販売 [1.2兆円]	売上額を本社等に一括計上
	医療用医薬品小売 [5.5兆円]	非課税取引に該当
サービス (経済センサス)	建物売買業 [2.9兆円]	売上額を本社等に一括計上
	娯楽に附帯するサービス業 [0.8兆円]	
	社会通信教育 [0.005兆円]	
	不動産賃貸業 [0.4兆円]	非課税取引に該当
	不動産管理業 [1.8兆円]	
	医療・福祉 [31.1兆円]	
	火葬・墓地管理業 [0.04兆円]	

※ 「通信・カタログ販売」(H29改正で除外済み)、「インターネット販売」(H29改正で除外済み)、「自動販売機による販売」によるものを二重に除外することのないよう調整。

- ② 統計カバー率を75%から50%に変更する。 (参考) 見直し後の統計データに基づく消費額:148.5兆円(年度間調整後)
消費税の課税ベース:295兆円
- ③ 統計カバー外(50%)の代替指標は人口とする。

地方消費税の清算基準の見直しについて

「平成30年度与党税制改正大綱」について

知事コメント

本日、「平成30年度与党税制改正大綱」が決定され、地方消費税の清算基準が抜本的に見直されることになった。

本県は、地方消費税の清算基準を最終消費の実態を適切に反映するものに見直すべきと再三再四主張してきた。具体的には、従業者数の比率の廃止を提言するとともに、現在清算基準に採用されている販売統計のうち最終消費の実態と乖離がある項目を具体的に指摘し、これらのデータを除外して人口の比率に代替することにより人口の比率を大幅に引き上げるべきと提言してきた。

今般の見直しにおいては、従業者数の比率の廃止が実現する。加えて小売統計からの耐久財（家電）・半耐久財（衣料）の持ち帰り消費の除外及び自動販売機による販売の除外、サービス統計からの医療・福祉、火葬・墓地管理業などの非課税取引の除外及び社会通信教育その他本社に一括計上される取引の除外など、本県の提言における具体的な指摘が数多く盛り込まれた。これらのデータの除外分は人口の比率に代替され、平成30年度税制改正として、本県提言とほぼ遜色のない人口の比率の50%への大幅な引上げが実現することになる。本県の提言や要望活動なくして得られなかった成果と受け止めており、感謝を禁じ得ない。

今般の見直しによる地方消費税収の増収分の半分は市町村に交付され、県と県内市町村のすべてが自主財源の確保、地方債発行額の抑制、財政力の向上といった果実を享受することになる。このうち引上げ分の地方消費税収に関しては、社会保障の充実等の財源がより確実に措置されることにつながり、県内の社会保障の充実と安定の観点からも極めて意義深いものと考える。

本案の取りまとめに当たられた政府・与党の関係各位のご尽力に心から敬意と感謝を表したい。

今回の清算基準の見直しは、県民にご負担いただいた地方消費税の税収が本県に適正に帰属するよう見直されるものであり、見直しによる増収を目に見える形で県民に還元していきたいと考えている。

先日国で発表された「新しい経済政策パッケージ」では、再来年10月に予定されている消費税率の引上げを機に、消費税収の使途変更等により教育の充実を図る方向性が示されているが、清算基準の見直しによる増収は平成30年度から生じることを踏まえ、本県では平成30年度予算編成から、今般の見直しによる増収分を教育予算の充実という形で具体的に反映させるべく、検討を行っていきたい。

なお、今回の税制改正大綱では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、（中略）平成31年度税制改正において結論を得る」旨も盛り込まれている。地方税源の偏在は喫緊の課題であり、平成31年度税制改正に向けた議論に大いに期待したい。

- 平成30年度税制改正では、地方消費税の清算基準の見直しにより、人口比率50%への大幅な引き上げが実現。
- その結果、奈良県の平成30年度予算では、**36.7億円**の增收となった。
(うち**18.4億円**は市町村に交付され、市町村の一般財源の底上げとなる。)

教育予算の充実という形で、県民に還元

県の取組

①全ての県立高校で空調設置を実現 (H30予算: 323百万円)

- ・県立高校全校に空調を整備
- ・【新】育友会等設置分の運転費用を県で負担



②県立高校の耐震化を速やかに実施 (H30予算: 974百万円)

- ・耐震補強をH33年度を目処に完了
- ・【新】耐震補強が難しい校舎等の改築に着手



③私立高校等授業料に対する支援の拡充 (H30予算: 235百万円)

- ・私立高校等の授業料に対する支援について、本県の実情を踏まえ拡充

<その他の教育関連新規事業>

◆安心・安全で質が高い教育環境の充実

- | | |
|--|----------------|
| ④ICTを活用した教育の推進(生徒用・教員用パソコンの整備、【新】情報セキュリティの強化、【新】校務支援システムの導入) | (H30予算 486百万円) |
| ⑤【新】県立高校の配置適正化の推進 | (H30予算 2百万円) |
| ⑥【新】高大連携による次代の教育を担う教員の育成 | (H30予算 1百万円) |
| ⑦【新】県内公立学校へのコミュニティ・スクールの導入促進 | (H30予算 1百万円) |
| ⑧【新】次期学習指導要領に向けた主体的・対話的で深い学びの推進 | (H30予算 1百万円) |
| ⑨【新】定時制高校等と連携した多様な学習ニーズに応じた指導方法の確立 | (H30予算 6百万円) |

◆実学教育の推進

- | | |
|---|---------------|
| ⑩【新】次代を担うスペシャリストの育成(DMG森精機との連携協定に基づく工業機器の導入・活用、DMG森精機から講師を招聘し実践的な人材を育成) | (H30予算 43百万円) |
| ⑪離職者対策の推進(【新】再就職支援教員を配置、【新】離職原因に関するアンケート調査の実施、キャリアサポートセンターでの相談支援の実施) | (H30予算 9百万円) |

◆教員が子どもと向き合う時間の確保

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ⑫【新】県内公立中学校に部活動指導員を配置 | (H30予算 38百万円) |
| ⑬【新】教職員の働き方改革の取組を実践研究 | (H30予算 9百万円) |

市町村の取組

- 市町村立小・中学校の空調整備、老朽化に伴う大規模改修、トイレ改修 等

⑭県が市町村振興資金の貸付により後押し

- ・市町村振興資金の拡充により対応

(H29予算 500百万円→H30予算 1,000百万円)

<問い合わせ先>

- ①、②…学校支援課(教育委員会):山口主幹(内線:5281) ③…教育振興課(地域振興部):中野補佐(内線:2521) ④、⑤、⑥…教育振興大綱推進課(教育委員会):荒木補佐(内線:5251)
 ⑦…人権・地域教育課(教育委員会):細井補佐(内線:5292) ⑧、⑨、⑩、⑪…学校教育課(教育委員会):大石補佐(内線:5251) ⑫…保健体育課(教育委員会):喜多補佐(内線:5311)
 ⑬…教職員課(教育委員会):春木主幹(内線:5232) ⑭市町村振興課(地域振興部):吉川補佐(内線:2254) 地方消費税清算金に関すること…税務課(総務部):岡山補佐(内線:2233)

森林環境税(仮称)について

森林環境税（仮称）について

平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方税源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の所在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためにには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、国の一般会計を経ずに、交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与する。森林環境譲与税（仮称）については、法令上使途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないものとする。

森林環境税（仮称）については、消費税率10%の引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、**平成36年度から課税する**。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる需要量や国民の負担感等を勘案し、**年額1,000円**とする。

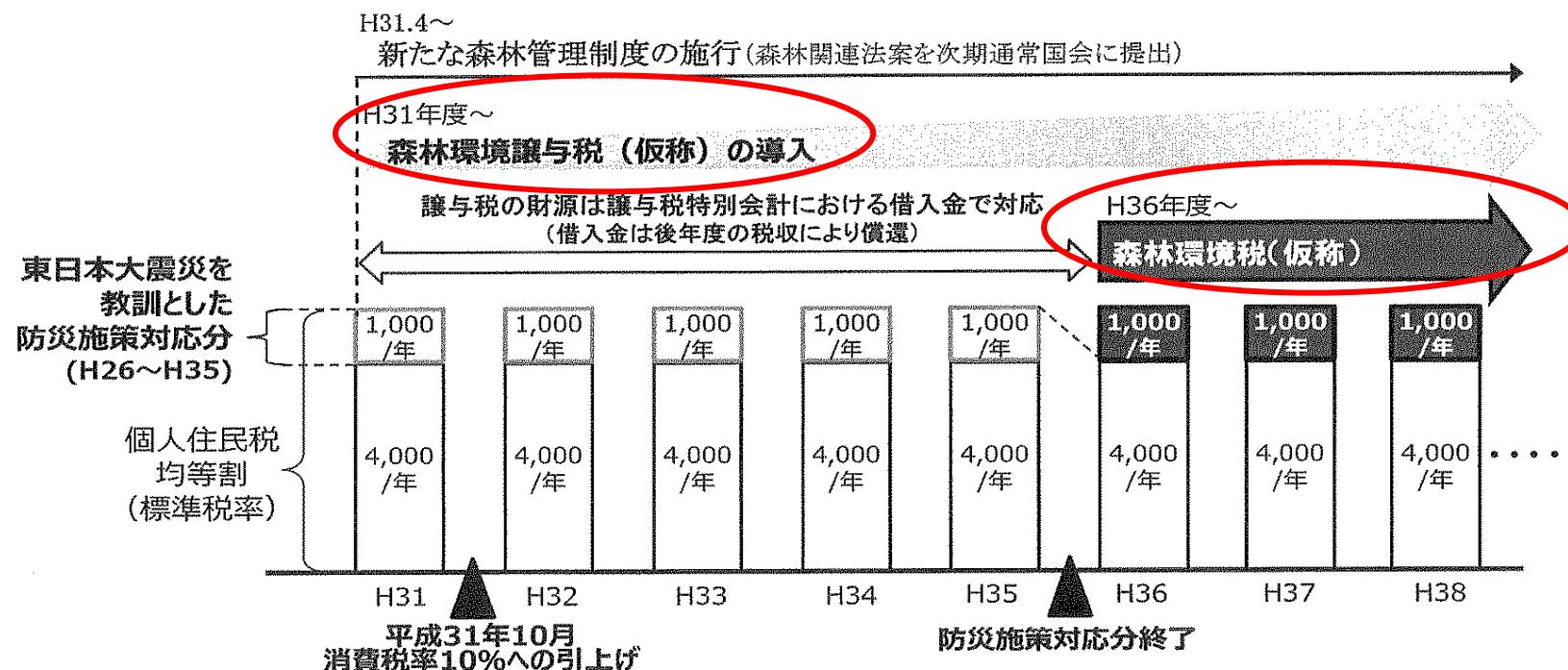
一方、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、**森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成31年度から行う**。

平成35年度までの間ににおける譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応する。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還する。

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）のフレーム（案）

- 平成36年度から森林環境税（仮称）の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税（仮称）の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



府県の超過課税の状況(超過課税の期限又は見直し時期)

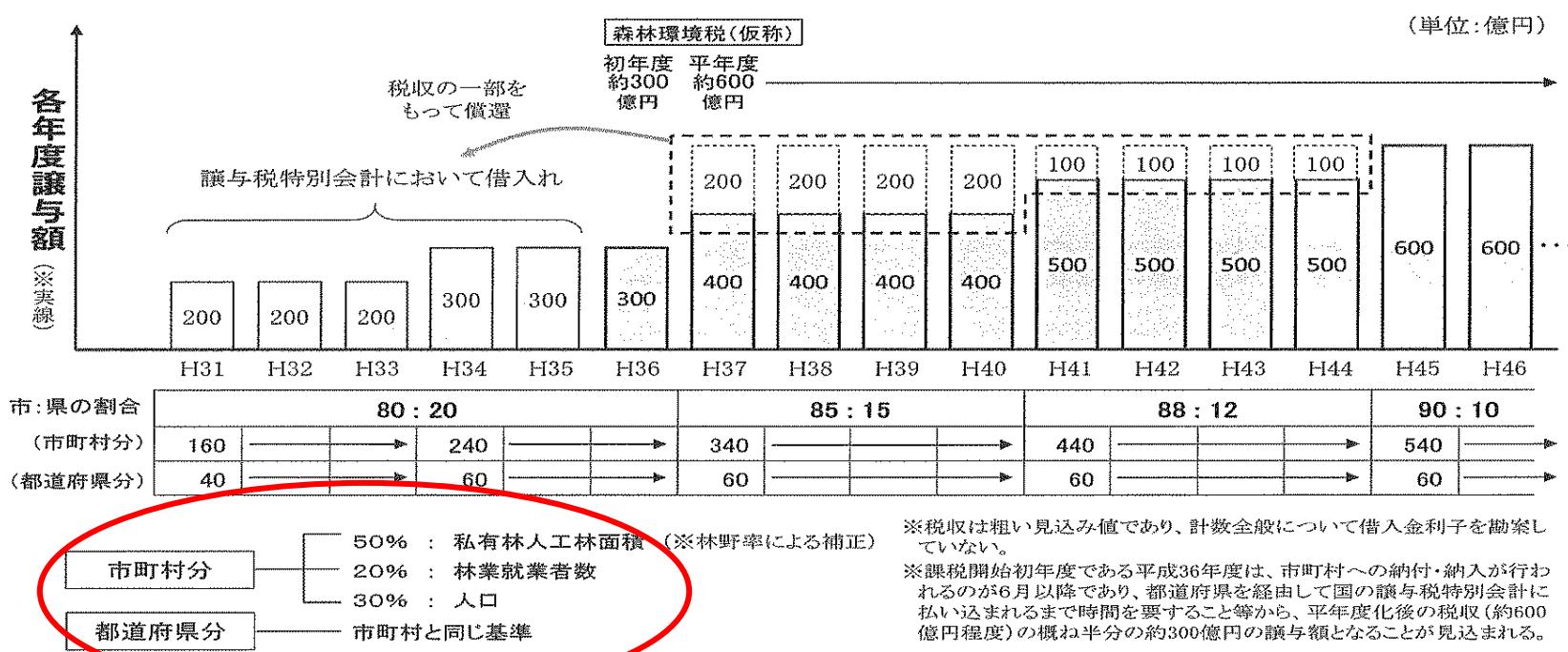
与党税制調査会資料

森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の期限又は見直し時期



各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準（案）

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



森林環境税について

国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

国

平成31年度から施行

交付税及び譲与税配付金特別会計

奈良県

市町村

森林環境譲与税（仮称）

奈良県

使途：市町村の支援等

市町村

使途（以下より市町村が選択）

- 間伐（境界画定、路網の整備等を含む）
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発 等

国税
森林環境税（仮称）
1,000円/年
(賦課徴収は市町村が行う)

個人住民税均等割
県民税 1,500円/年
(奈良県森林環境税 500円/年含む)

市町村民税 3,000円/年

納税義務者

約62万人

■ 奈良県配分額（試算）

単位：百万円

	森林環境譲与税（仮称）配分予想額				
	H31～33 (200億円)	H34～36 (300億円)	H37～40 (400億円)	H41～44 (500億円)	H45～ (600億円)
県総額	406	610	813	1,017	1,220
うち市町村分	325	488	691	895	1,098
うち県分 (県分割合)	81 (20%)	122 (20%)	122 (15%)	122 (12%)	122 (10%)

注)表中の記載において計数は切捨てされている為、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

■ 按分基準

50%：私有林人工林面積（森林資源現況調査）×補正率*

20%：林業就業者数（国勢調査）

30%：人口（国勢調査）

* 補正率…林野率85%以上の団体 1.5
林野率75%以上85%未満の団体 1.3

課題 使途の重複

（奈良県森林環境税と国森林環境譲与税（仮称））

	使途	奈良県森林環境税使途	国
① 施業放置林の整備	間伐、普及啓発、所有者意向調査等	○	○
② 里山づくりの推進	里山の整備と活用	○	○
③ 森林環境教育の推進	森林体験学習、指導者養成研修等	○	○
④ 森林生態系の保全	ナラ枯れ被害対策、獣害対策	○	○
⑤ 人材育成・担い手の確保		x	○
⑥ 木材利用の促進		x	○
⑦ 間伐	路網整備	x	○

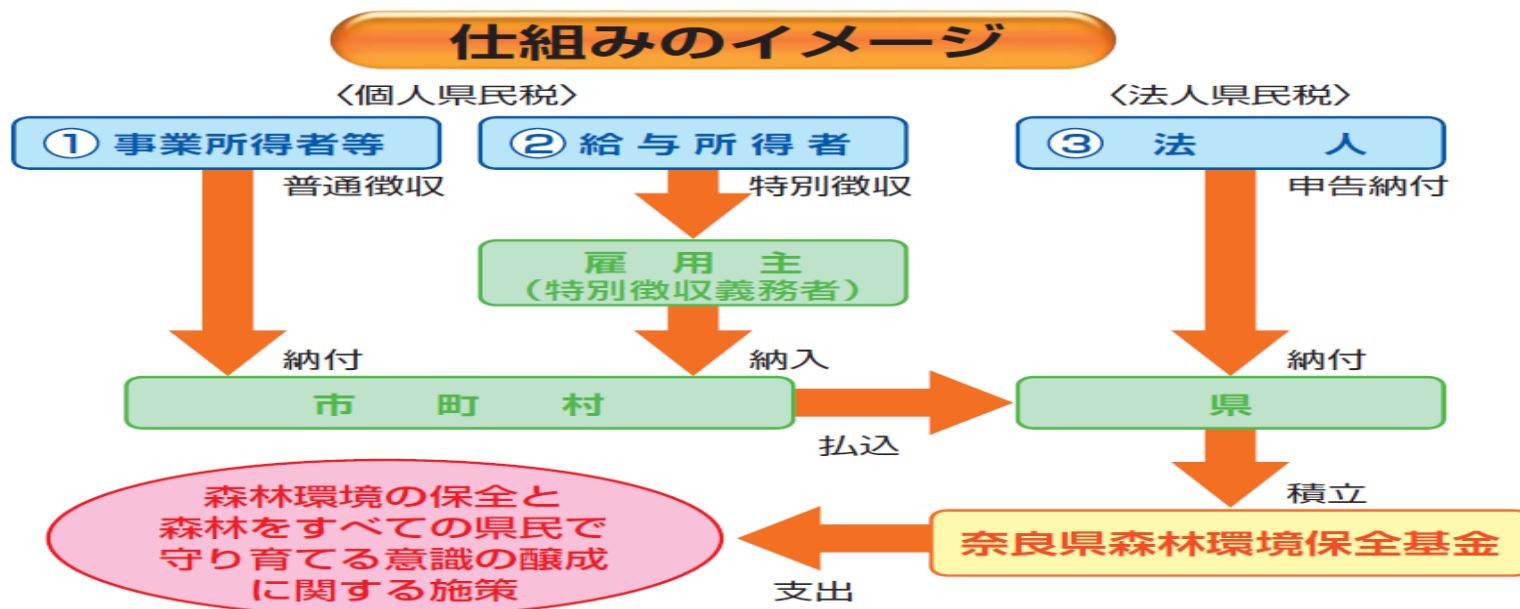
* 林野庁より「ガイドライン」（実施に当たっての考え方）が示される予定。（H30.3末）

奈良県森林環境税について

県土の保全、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、平成18年度より導入(期限5年、18年度～22年度)、平成28年度に5年延長(28年度～32年度)

会計を区分し使途を明確化するため、税収は「奈良県森林環境保全基金」に積み立て、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する事業経費に充当

- 課税の仕組み
 - ・課税方法……「県民税均等割」に上乗せする方法
 - ・税率……個人:年額500円、法人:森林環境税課税前の均等割額の5%相当額



(単位:千円)

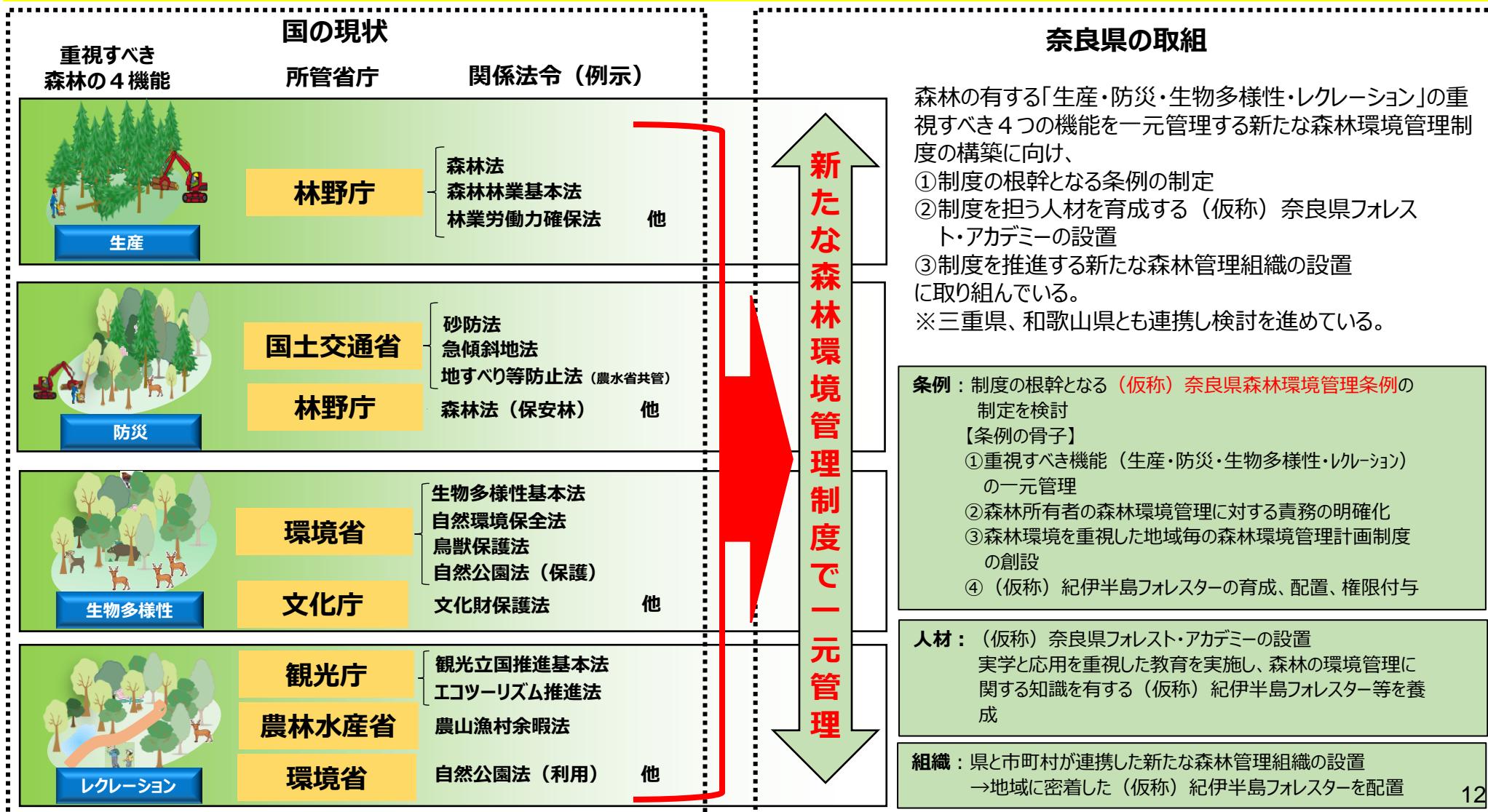
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
森林環境税税収額	257,030	358,961	361,703	357,269	362,843	359,083	358,503	360,566	362,867	364,754	368,564	368,000

※18～28年度は決算額、29年度は決算見込額

新しい森林環境管理制度の構築について

1. 奈良県が目指す新たな森林環境管理制度

奈良県では、イスズを参考として、森林の有する本来の機能である「**生産・防災・生物多様性・レクレーション**」を一元的に管理する「奈良らしい新たな森林環境管理制度」を構築し、地域に応じた森林の4つの機能が適切に発揮される森林づくりを目指している。



地方税源の偏在是正について

地方税源の偏在是正について

平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

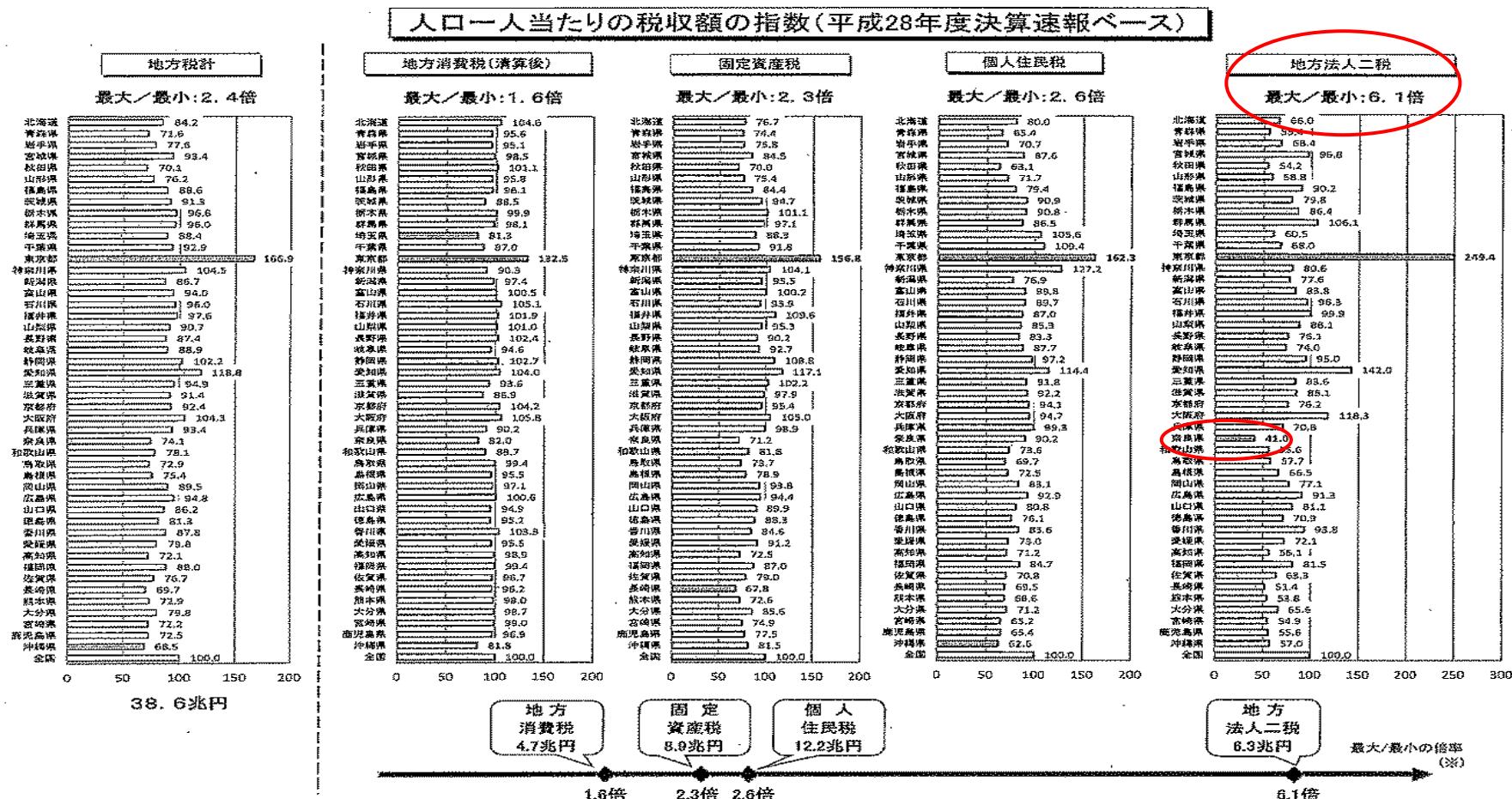
近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び増大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に**偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について**、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、**平成31年度税制改正において結論を得る。**

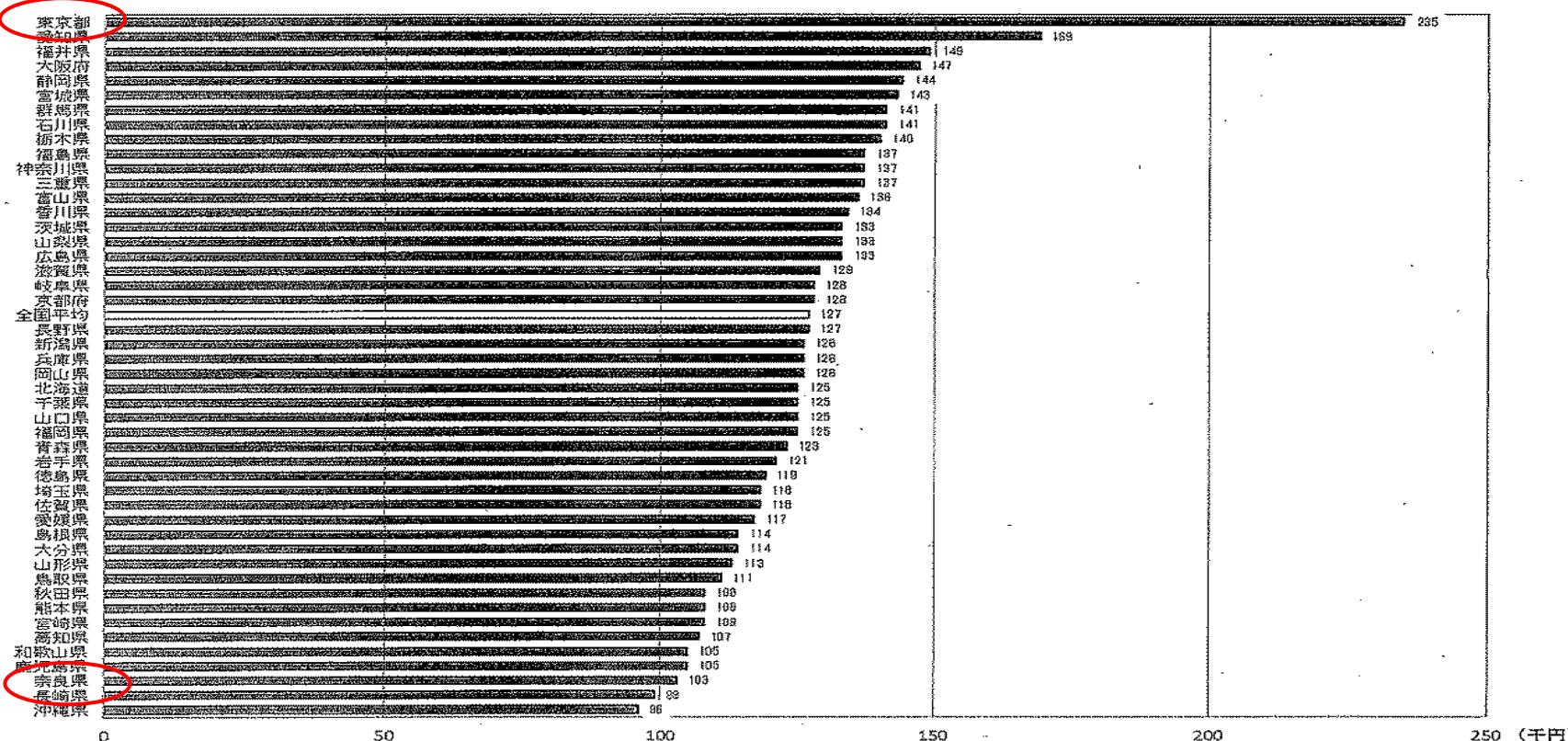
地方税源の偏在は正について

与党税制調査会資料



都道府県の税源偏在の状況(平成28年度人口一人当たり都道府県税額)

- 地方税の平成28年度(決算速報値)では、人口一人当たり税額でみると東京の23.5万円に対し、沖縄県は9.6万円と2.4倍の格差が存在。



消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正

〔法人住民税
法人税割〕

H20.10.1～

都道府県分	5.0%
市町村分	12.3%

創設

H26.10.1～
(消費税8%段階)

地方法人税 (国税) 4.4%
都道府県分 3.2%
市町村分 9.7%

H31.10.1～
(消費税10%段階)

地方法人税 (国税) 10.3%
都道府県 1.0%
市町村 6.0%

- ・消費税率の引上げに伴う、地方団体間の財政力格差拡大に対応
- ・地方法人特別税・譲与税制度は、偏在是正効果を維持しつつ、縮小・廃止

〔法人事業税〕

(創設)

人口及び従業者数により
その全額を都道府県に譲与

地方法人特別税(国税)※

法人事業税

2/3に縮小

廃止

地方法人特別税(国税)

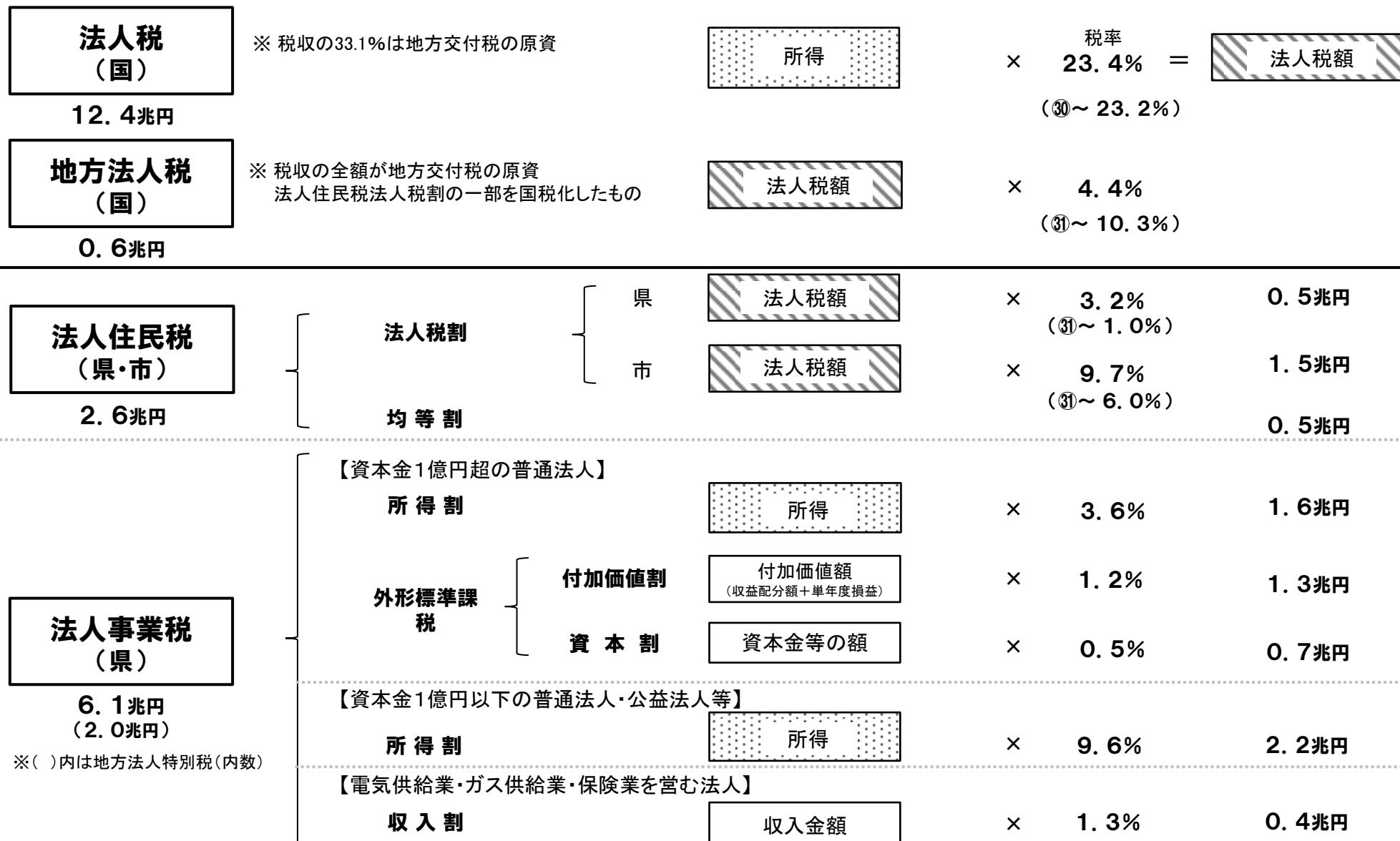
法人事業税

法人事業税

※ 当時の法人事業税(約5.8兆円)のうち、
地方消費税1%相当(約2.6兆円)を地方
法人特別税の規模として設定

: 偏在是正措置

法人課税の概要

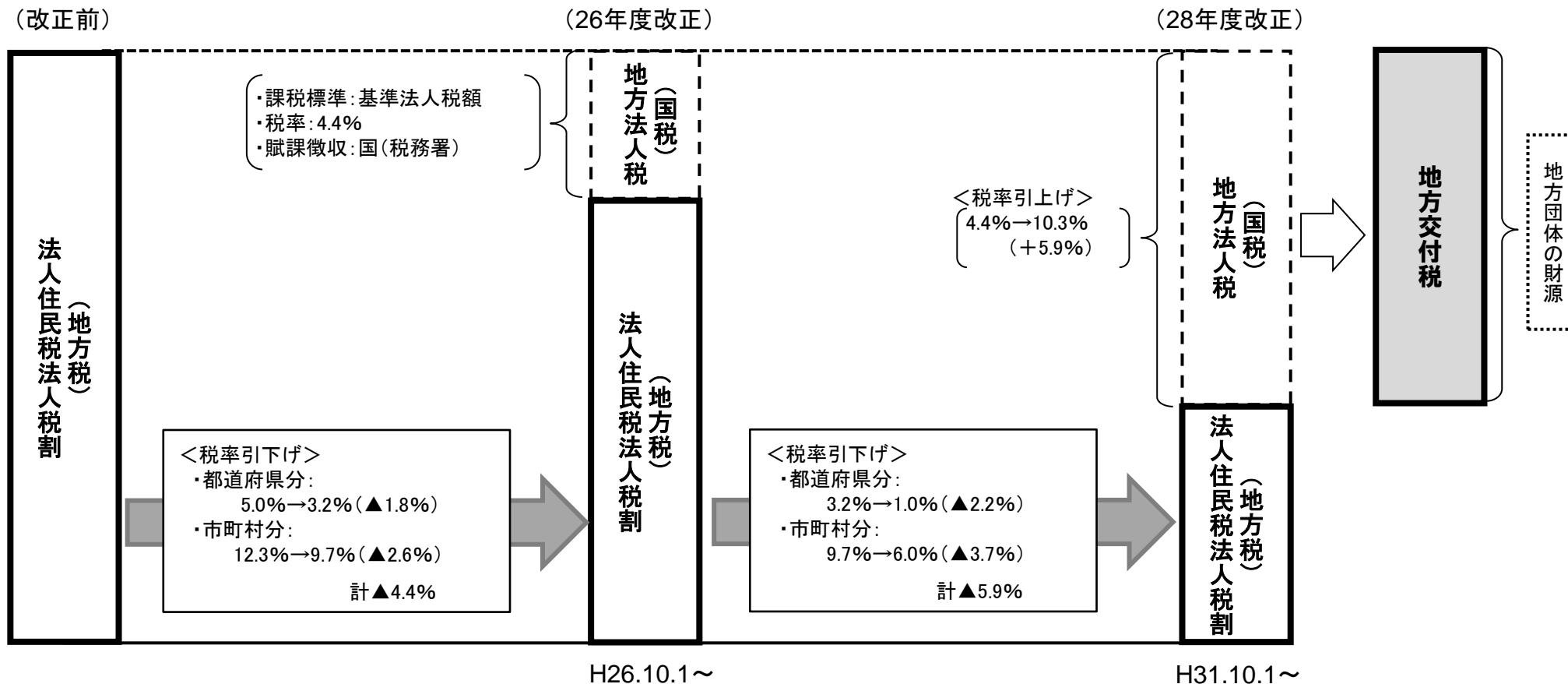


※ 税収はH29収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

※ 地方法人税、法人住民税(県・市)の()内の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

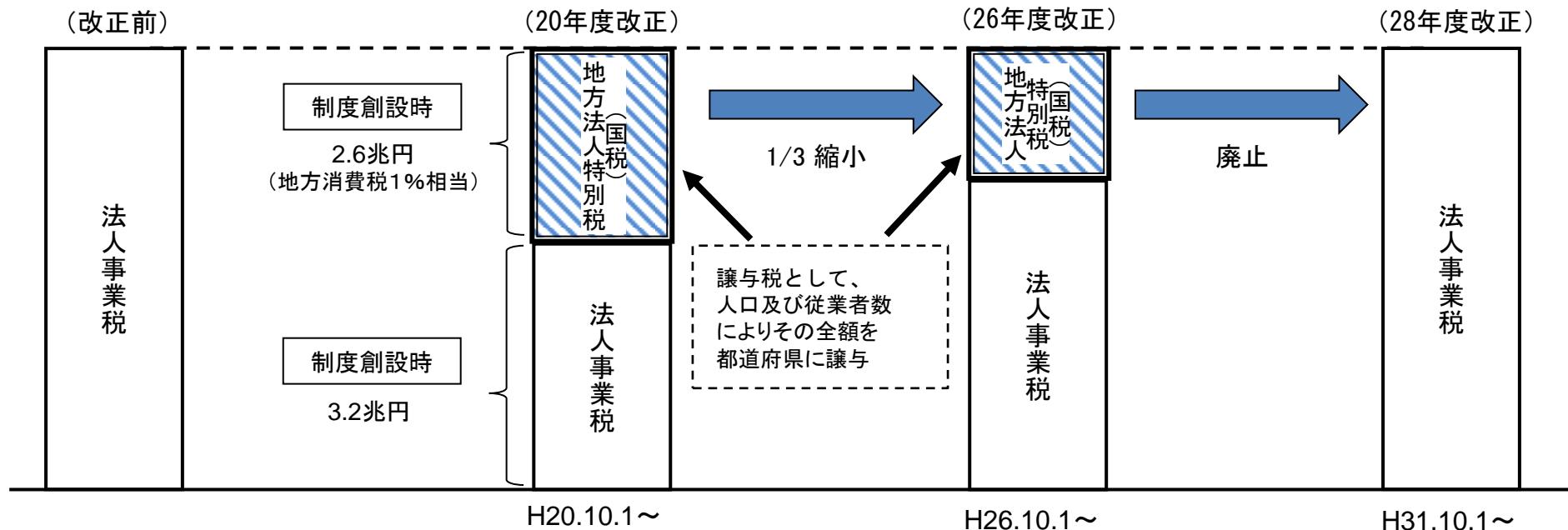
消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税収全額を地方交付税原資化



地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の改正経緯

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として 地域間の税源偏在を是正するための制度として導入
※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

- 平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1／3縮小し、法人事業税に復元
※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用
- 平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用



地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

平成28年度 地方法人特別税・譲与税による影響額実績

○地方法人特別税は、平成28年2月から平成29年1月までに国に払い込まれた額。

○地方法人特別譲与税は、平成28年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	488	729	242
青森県	99	175	76
岩手県	124	176	52
宮城県	313	322	8
秋田県	76	139	63
山形県	84	156	72
福島県	261	261	1
茨城県	328	395	66
栃木県	252	272	20
群馬県	326	278	▲ 49
埼玉県	583	903	321
千葉県	616	762	146
東京都	4,481	2,327	▲ 2,155
神奈川県	991	1,172	180
新潟県	262	324	62
富山県	130	154	25
石川県	166	166	▲ 0
福井県	127	114	▲ 13
山梨県	117	116	▲ 0
長野県	223	294	71
岐阜県	216	280	64
静岡県	521	527	6
愛知県	1,669	1,094	▲ 575
三重県	214	254	39

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	増減 B - A = C
滋賀県	161	193	32
京都府	262	361	99
大阪府	1,423	1,298	▲ 125
兵庫県	528	730	202
奈良県	91	166	75
和歌山県	71	128	58
鳥取県	46	78	32
島根県	69	96	27
岡山県	202	262	60
広島県	363	400	37
山口県	164	191	28
徳島県	75	103	28
香川県	140	138	▲ 2
愛媛県	139	188	49
高知県	57	98	41
福岡県	569	699	131
佐賀県	76	114	38
長崎県	95	186	91
熊本県	132	238	106
大分県	110	159	48
宮崎県	86	150	63
鹿児島県	131	224	93
沖縄県	120	187	67
合計	17,776	17,776	0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口（H22国勢調査（5月、8月期）、H27国勢調査（11月、2月期））及び従業者数（H26経済センサス基礎調査）で按分。

※四捨五入により計が一致しないところがある。